

■186-衆-予算委員会-18号 平成26年07月14日

○北側委員 先ほど高村副総裁もおっしゃっておりましたが、国連憲章五十一条に言う集団的自衛権、フルサイズの集団的自衛権の行使を認めたものではありません。他国防衛のみを目的としたそのような自衛の措置をとることは、憲法九条から、これは禁止をされているわけございまして、それは今も変わりはないということと理解をしております。

さらに、今回の閣議決定の中でこういうところがあるんですね。四十七年見解、七二年見解をずっと示した後に、この基本的な論理は、憲法九条のもとでは今後とも維持されなければならない。この基本的な論理、一九七二年の基本的な論理というものは、憲法九条のもとでは今後とも維持されなければならないというふうに言っておるわけございまして。

今回の閣議決定は、憲法の解釈の一部の見直しではございますが、そもそもこの憲法九条の規範、歯どめと言ってもいいかもしれない、憲法九条の規範は維持されているんですかね、この新しい三要件のもとで。今回の閣議決定というのは、憲法九条のこれまでの規範というものを維持しているのかどうか。

また、先ほど申し上げた閣議決定で、この基本的論理は、憲法九条のもとでは今後とも維持されねばならないと言っているとおり、憲法九条のもとで例外的に許される自衛の措置の限界というものを今回明らかにしたものでございまして、いわゆる集団的自衛権の行使を容認することは、これは解釈ではできない、憲法の改正でしかできないというふうに言っている部分だと思っておりますけれども、長官、いかがですか。

○横畠政府参考人 今般の閣議決定は、平和主義を具体化した規定でございまして憲法第九条のもとでも、極限的な場合に限っては例外的に自衛のための武力の行使が許されるという、先ほど御紹介もございました昭和四十七年の政府見解の基本論理を維持し、その考え方を前提としたものでございます。

その意味で、これまでの憲法第九条をめぐる議論と整合する合理的な解釈の範囲内のものであり、憲法の基本原則である平和主義をいささかも変更するものではないと考えております。

その意味で、昭和四十七年の政府見解の基本論理を維持し、今回の閣議決定に至ったわけでございまして、そこで示されました新三要件を超える、それに該当しないような武力の行使につきましては、現行の憲法第九条の解釈によってはこれを行使するということを認めることは困難であると考えておりまして、そこに及ぶ場合には憲法改正が必要であろうと考えております。

## 憲法前文の「平和主義」の意味

参議院議員小西洋之君提出憲法の平和主義及び憲法前文の趣旨等に関する質問に対する答弁書（答弁書第一六号 内閣参質一八八第一六号 平成二十七年一月九日）

憲法の基本原則の一つである平和主義については、憲法前文第一段における「日本国民は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分がその立場に立つことを宣明したものであり、憲法第九条がその理念を具体化した規定であると解している。

### ■第131回国会参議院予算委員会 - 3号 平成06年10月18日

○政府委員（大出峻郎君・内閣法制局長官） 憲法前文は、その憲法制定の由来とか目的とか制定者の決意などを宣言するために個々の条文の前に置かれるものでありまして、そこでは憲法の基本原理だとか述べられるのが通常であると思います。・・・日本国憲法前文はそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持っているとするのが、これが学説における通説的な考え方であろうかと思ひます。政府といたしましても、従来からそのような理解をしてきておるところであります。

### ■日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

■183-参-予算委員会-6号 平成25年02月26日

○藤末健三君 憲法改正は国会の方の義務でございますので、我々が議論をいろいろしなきゃいけないと思いますけれども、余り政府の方からいろいろおっしゃるのはなんだと私は思います。

次に、憲法前文についてお話しさせていただきます。

資料をお配りしておりますが、資料の五でございます。憲法前文がございまして、この中で平和主義に関する部分はどこか、法制局長官、御指摘をお願いします。

○政府特別補佐人（山本庸幸君） 憲法前文におきまして、いわゆる平和主義に関係するところは三つだと思えます。

第一は、その第一段におきまして、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」としているところ。第二段におきまして、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」という部分。最後に、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」としておりまして、こういう部分が我が国が平和主義の立場に立つことを宣明したものだと思っております。

■98-衆-外務委員会-9号 昭和58年05月18日

○角田（禮）政府委員 いわゆる武器輸出三原則につきましては、これはたびたび御答弁申し上げておりますけれども、直接、憲法九条二項に違反するようなものではない。ただ、それが憲法の平和主義の精神にのっとりたものであるという意味の答弁をいたしております。それで、恐らく御質問の御趣旨は、今回のような決定がいま申し上げたような憲法の平和主義の精神に反するというような前提でお尋ねになっておられるのではないかと思います、とにかく憲法の平和主義の精神というものが武器の輸出なり武器技術の供与というものにかかわりがあることは、これは否定できないと思えます。

ただ、憲法の平和主義の精神というのは、言うまでもなく憲法の前文なり憲法の九条にあらわれているところの基本的な理念であるわけでございますが、実際にそれを実現するために、そのときどきの情勢に応じて国際社会なりわが国の平和と安全を維持する、あるいは確保するための方策としてどういう政策を選択するかということ、それは平和主義の精神の範囲内において選択の幅のある政治的な課題であると思えます。したがいまして、平和主義の精神にのっとりたものである、今回の措置についてもそのような理解をしているわけでございます。

## ■ 7.1 閣議決定における「平和主義」等の切り捨て

昭和 47 年政府見解	7.1 閣議決定
<p>(前略) 憲法は、第 9 条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第 13 条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、<u>自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。</u></p> <p><u>しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるとい急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止(や)むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。</u></p> <p>そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。</p>	<p>(2) 憲法第 9 条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第 13 条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、<u>憲法第 9 条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。</u></p> <p><u>一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるとい急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。</u></p> <p>これが、憲法第 9 条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば<u>基本的な論理</u>であり、昭和 47 年 10 月 14 日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「<u>集団的自衛権と憲法との関係</u>」に明確に示されているところである。</p> <p>この基本的な論理は、憲法第 9 条の下では今後とも維持されなければならない。</p>

### ■第 183 回国会 参議院予算委員会 平成 25 年 2 月 26 日

○政府特別補佐人(山本庸幸君) 憲法前文におきまして、いわゆる平和主義に関係するところは三つだと思ひます。第一は、その第一段におきまして、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」としているところ。第二段におきまして、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」という部分。最後に、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」としておりまして、こういう部分が我が国が平和主義の立場に立つことを宣明したものと思つております。

## 質問主意書

質問第一〇九号

いわゆる昭和四十七年政府見解における「平和主義」の意味に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十二月十四日

小西 洋之

参議院議長 伊達 忠一 殿

---

いわゆる昭和四十七年政府見解における「平和主義」の意味に関する質問主意書

いわゆる昭和四十七年政府見解においては、「平和主義をその基本原則とする憲法が」との文言があるが、この中の「平和主義」という文言が意味する内容について具体的に示されたい。また、それが憲法前文に定める平和主義と異なる場合は、その違いについても説明されたい。

右質問する。

## 答弁書

答弁書第一〇九号

内閣参質一九二第一〇九号

平成二十八年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院議員小西洋之君提出いわゆる昭和四十七年政府見解における「平和主義」の意味に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

---

参議院議員小西洋之君提出いわゆる昭和四十七年政府見解における「平和主義」の意味に関する質問に対する答弁書

御指摘の「昭和四十七年政府見解」におけるものを含め憲法の基本原則の一つである平和主義については、憲法前文第一段における「日本国民は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分がある。その立場に立つことを宣明したものであり、憲法第九条がその理念を具体化した規定であると解している。